

議案第二十号

三朝町監査委員条例の一部改正について

次のとおり三朝町監査委員条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成五年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成五年参月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町監査委員条例の一部を改正する条例

三朝町監査委員条例（昭和四十五年三朝町条例第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第九十九条第三項」を「第九十九条第四項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「行なうとき」を「行うとき」に改める。

第五条中「第九十九条第四項」を「第九十九条第五項」に、「行なうとき」を「行うとき」に改める。

第六条中「第九十九条第五項」を「第九十九条第六項」に改める。

第七条中「第九十九条第六項」を「第九十九条第七項」に、「行なうとき」を「行うとき」に、「うけるもの」を「受けるもの」に改める。

第九条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「その日が」の下に「土曜日、」を加える。

第十二条中「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。